

平成25年度

南越前町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

国では「社会保障と税の一体改革」を基調に、昨年より「改正介護保険法の施行」や「障害者総合支援法の制定」、「子ども・子育て新システムの構築」など諸改革への取り組みが本格化している。

また、日々の暮らしでは、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展、地域のつながりや家族関係の希薄化から、社会的孤立や生活困窮、権利擁護などといった、より複雑化した生活問題や福祉課題への対応が迫られている。こうした問題・課題を確実にキャッチして解決する仕組みづくりとして、専門機関（専門職）や地域住民、ボランティアとの協働からなる生活支援体制の整備が求められる。

そして、社協の介護サービス事業は、地域福祉推進の立場から、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供しなければならない。特に低所得世帯や多様な生活課題を抱える利用者には積極的に対応し、地域の介護サービスにおけるセーフティネットとしての役割を果たすことが、孤立させない、排除しない地域づくりを包含した「地域包括ケア」を可能とする。

そこで、今後も共助社会の実現に向けて、住民参加のもと保健・医療・福祉の関係機関（団体）との連携、協働を図りながら、地域のニーズに即した福祉活動を展開し、だれもが住みなれた地域で安全・安心にその人らしく暮らせる福祉のまちづくりを推進する。

Ⅱ 事業内容

1. 地域福祉の計画的推進
 - ・ 地域福祉推進計画に掲げる実践活動の推進
 - ・ 地域福祉推進計画審議会（計画推進評価機関）の開催
2. 介護保険事業の適正な運営及び健全な経営
 - ・ 居宅介護支援事業（訪問調査の受託、要支援者に対する介護予防支援の受託、ケアプラン作成機関）の実施（一部受託事業）
 - ・ 訪問介護事業（介護予防訪問介護事業を含む）の実施
 - ・ 通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）の実施
 - ・ 地域包括サブセンター事業（受託事業）の実施
3. 社会福祉を目的とする事業に関するニーズ調査と連絡調整
 - ・ 要介護者、要支援者等の実情把握
 - ・ 民生児童委員協議会等の関係機関、団体との連絡調整
4. 情報啓発事業
 - ・ 社協だよりの年4回発行及び町広報紙を利用した啓発活動
 - ・ ホームページ等による情報提供
 - ・ 社協活動・小地域福祉活動リーフレットの活用
5. 地域住民福祉活動推進事業
 - ・ 地域ふれあいサロン事業（受託事業）の実施
 - ・ 小地域見守りネットワークによる声かけ・見守り活動の推進
 - ・ 福祉スポーツ大会の実施
 - ・ 地域福祉座談会の実施
 - ・ 福祉人材育成研修の実施
6. ボランティアセンター活動事業
 - ・ 広報紙等を利用した啓発活動
 - ・ ボランティアの相談、登録、斡旋
 - ・ ボランティア養成講座の開催
 - ・ ボランティア保険の推進
 - ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施
 - ・ ボランティアセンター運営委員会の運営
 - ・ 災害ボランティアセンター連絡会の設立【新規】
 - ・ 災害時における社協相互支援協定に基づく連絡会議・訓練への参加

7. 高齢者福祉事業

- ・ 軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）（受託事業）の実施
- ・ 特定高齢者通所事業（受託事業）の実施
- ・ 配食サービス事業（受託事業）の実施
- ・ 高齢者料理教室の実施
- ・ ひとり暮らし高齢者会食サービス事業の実施
- ・ 運動普及事業（受託事業）の実施

8. 障害者福祉事業

- ・ 重度障害者寝具洗濯サービス事業の実施
- ・ 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）の実施
- ・ 障害者レクリエーションの実施
- ・ 重度身体障害者リフレッシュ事業の実施

9. 児童福祉事業

- ・ 児童館（町内4児童館）管理運営事業（受託事業）の実施
- ・ 河野子育て支援センター事業（受託事業）の実施
- ・ 民生児童委員、児童館、教育関係機関等と連携した児童の健全育成事業への参加・協力
- ・ 地域福祉推進校事業の実施
- ・ 子どもボランティアスクールの実施

10. 母子・父子福祉事業

- ・ 寡婦家庭・ひとり親家庭レクリエーションの実施

11. 利用援助・生活支援事業

- ・ 日常生活自立支援事業の実施
- ・ 地域支え合い配食ボランティア活動事業の実施
- ・ 福祉車輛貸出事業の実施
- ・ 福祉機器貸出事業の実施
- ・ 生活福祉資金貸付事業の窓口事務及び連絡調整
- ・ 在宅介護者リフレッシュ事業の実施
- ・ 福祉循環バス運行事業の実施と今後の運行体制移行に向けた協議

12. 福祉総合相談事業

- ・ 福祉総合相談窓口の設置
- ・ 無料法律相談事業（受託事業）の実施

1 3. 共同募金運動の推進協力

- ・ 赤い羽根共同募金（戸別・法人等）運動の推進協力
- ・ 歳末たすけあい募金運動の推進協力
- ・ 福祉教育に結びつけた児童・生徒募金の推進
- ・ 災害義援金受付窓口の設置

1 4. 自主財源の確保

- ・ 一般会費、賛助会費、特別賛助会費（法人等）の募集
- ・ 社会福祉基金への積立（寄付金）

1 5. 法人運営の体制整備

- ・ 理事会、評議員会の開催
- ・ 苦情解決第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置と運営
- ・ 苦情解決制度のPR事業の実施
- ・ 職員の資質向上、研修体制の充実

1 6. その他の事業

- ・ 各福祉団体の活動支援
- ・ 市民活動、NPO法人との協働活動の推進
- ・ 県、町などの福祉関係諸行事への参加
- ・ その他随時発生するもので、社会福祉協議会が取り扱うことが適切であると認められる事業